

令和4年6月8日

ふきのとう苑利用者
保護者
身元引受人 各位
後見人

障害者支援施設ふきのとう苑
施設長 宮田 恵子
(公印省略)

夏季期間中の食品の取扱いについて（依頼）

梅雨の候、不快指数の上昇とともに体調管理が難しくなる時期を迎えますが
いかがお過ごしでしょうか。

さて、標記の件について、梅雨時の食中毒予防対策及び感染予防対策にあた
っては、食料品の保管並びに管理には万全の態勢を整える時期に来ております。

については、施設内の食品の取扱いに関しまして、嘱託医師の指導のもと運営
委員会の協議に基づき、下記の対応を考えております。利用者の保護者、身元
引受人、後見人の皆様のご理解と、ご協力をお願いいたしてお知らせいたします。

尚、夏季期間は7月1日～9月30日の間といたします。

記

- (1) 施設内の利用者様への食品の持ち込み、差し入れについては、飲料品
だけをお願いします。(その際は、職員へ一言お伝えください。)
- (2) 施設内での移動販売等による食品購入については、賞味期限（消費期
限）等を確認し、職員管理のもと安全な飲食を支援していきます。

(担当職員) 管理栄養士 力田 裕子